

戸籍法の見直しに関する要綱中間試案

(前注)

本資料において、用語の意義は、以下のとおりとする。

- 1 戸籍の謄抄本等 戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- 2 除かれた戸籍の謄抄本等 除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求

(注) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会、民事訴訟法第186条又は家事審判規則第8条に基づく調査嘱託及び弁護士法第23条の2に基づく照会等は、戸籍法に基づく戸籍の謄抄本等の交付請求とは別の取扱いとなる。

1 交付請求

(1) 何人も、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

- ア 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにした場合
- イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合

(注1) ア及びイの具体例については、別紙参照

(注2) 国又は地方公共団体の事務を行う機関等とは、国又は地方公共団体の機関、国又は地方公共団体の事務を行う独立行政法人等を想定している ((3) (注2) 参照)。

(注3) アについては、交付請求書に、例えば、「死亡した債務者 に対する平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づく貸金債権を回収するためにその相続人を特定する必要があるため」のように記載する。

(2)(1)にかかわらず、次の場合には、理由を明らかにすることなく、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

A案

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合

B案

戸籍に記載されている者がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合

(注1) 戸籍に記載されている者とは、戸籍の「名」欄に記載されている者であり、当該戸籍から除籍された者も含まれる。

(注2) A案において、戸籍に記載されている者の配偶者がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合とは、例えば、婚姻によって除籍された夫の戸籍の謄抄本等の交付請求を妻がする場合等である。

(注3) B案によると、戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属又は直系卑属がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合は、(1)によることとなる。

(3)(1)にかかわらず、国又は地方公共団体の事務を行う機関等は、その事務を遂行するために必要があることを明らかにした場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

(注1) 具体例については、別紙参照

(注2) 国又は地方公共団体の事務を行う機関等の意義については、(1)の(注2)を参照。

(4)(1)にかかわらず、弁護士等は、次の場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求

をすることができるものとする。ただし、職務上必要とする場合に限るものとする。

A 1 案

受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき（１）アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき（１）イに該当する場合

A 2 案

受任事件の依頼者につき（１）アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき（１）イに該当する場合

B 案

使用目的及び提出先を明らかにした場合

（注１）弁護士等とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいう（戸籍法施行規則第１１条第３号参照）。

（注２）弁護士等が職務上請求する場合は、自ら交付請求者本人として戸籍の謄抄本等の交付請求をするものであり、代理人として当該交付請求をするものではないから、委任状を提出する必要はないが（後記２（２）参照）、弁護士等であることの確認は何らかの形で行う必要がある。

（注３）A 1 案による場合には、受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき（１）アの必要があることを明らかにし、又はイに該当することを示すため、交付請求書には、例えば、「相続人である から被相続人 についての遺産分割に関する依頼を受け、その相続人を特定する必要があるため」のように記載する。

A 2 案とA 1 案との相違点は、A 2 案においては、受任事件の依頼者の氏名を明らかにする必要がないという点であり、その他の要件はA 1 案と同様であるから、A 2 案による場合は、依頼者につき（１）アの必要があることを明らかにし、又はイに該当することを示すため、交付請求書には、例えば、「遺産分割に関する依頼を受け、被相続人の相続人を特定する必要があるため」のように記載する。

（注４）B 案による場合には、受任事件の依頼者の氏名や、その依頼者につき（１）アの必要

があることを明らかにする必要はなく、また、イに該当することを示す必要もない。使用目的及び提出先については、交付請求書には、例えば、「相続人の特定」「裁判所」のように記載する。提出先がない場合には、「なし」と記載する。

(5) 市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の要件について確認するため、交付請求者に資料の提示等を求めることができるものとする。

2 本人確認等

(1) 戸籍の謄抄本等の交付請求の際の本人確認は、次のとおりとするものとする。

ア 戸籍の謄抄本等の交付請求が市町村の窓口への出頭により行われる場合には、出頭した者が交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証を提示する方法その他市町村長が相当と認める方法により明らかにしなければならないものとする。

イ 戸籍の謄抄本等の交付請求が郵送により行われる場合には、交付請求書の記載上交付請求手続をした者が交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証の写しを送付する方法その他市町村長が相当と認める方法により明らかにしなければならないものとする。

(注) イの戸籍の謄抄本等の郵送による交付請求がその戸籍に記載され除籍されていない者から返送先をその戸籍の附票上の住所としてされたときは、原則として、その者が交付請求者本人であることを「その他市町村長が相当と認める方法」により明らかにしたものと取り扱う運用を想定している。

(2) 代理人又は使者によって戸籍の謄抄本等の交付請求がされる場合には、代理人

又は使者は、市町村長に対し、委任状を提出する方法その他市町村長が相当と認める方法により、その権限を明らかにしなければならないものとする。

(注) 前記 1 (4) の (注 2) 参照

3 交付すべき証明書

市町村長は、前記 1 (2) の交付請求を除き、戸籍の謄本の交付請求があった場合において、請求の目的から戸籍の抄本 (個人事項) を交付すれば足りることが明らかとなるときは、戸籍の抄本 (個人事項) を交付することができるものとする。

(注 1) 「戸籍の抄本 (個人事項) 」とは、戸籍に記載されている者のうちの一部の者について記載されている事項の全部を記載した戸籍の抄本をいう (以下同じ。) 。例えば、夫と妻の 2 人が記載されている戸籍について、妻の記載事項の全部を記載したものがその例である (一般に「戸籍の抄本」と呼ばれている。) 。また、後掲 (注 3) の「戸籍の抄本 (一部事項) 」とは、ここでは戸籍に記載されている者に関する一部の事項について記載した戸籍の抄本をいう (以下同じ。) 。例えば、夫婦と子の 3 人が記載されている戸籍について、夫と妻の記載事項のうち婚姻事項のみを記載したものがその例である。

(注 2) 本提案によれば、磁気ディスクをもって調製された戸籍 (以下「コンピュータ戸籍」という。) については、交付請求が戸籍の謄本に相当する「戸籍の全部事項証明書」 (戸籍法施行規則第 7 3 条第 1 項第 1 号) についてされるときは、戸籍の抄本 (個人事項) に相当する「戸籍の個人事項証明書」 (同項第 2 号) を交付することとなる。

(注 3) 本提案の考え方をさらに進め、市町村長は、前記 1 (2) の交付請求を除き、戸籍の謄本又は戸籍の抄本 (個人事項) の交付請求があった場合においても、請求の目的から戸籍の抄本 (一部事項) を交付すれば足りることが明らかとなるときは、戸籍の抄本 (一部事項) を交付することができる、との考え方があるが、この点についてはなお検討する。なお、この考え方による場合、コンピュータ戸籍について、「戸籍の全部事項証明書」又は「戸籍の個人事項証明書」の交付請求がされるときは、戸籍の抄本 (一部事項) に相当する「戸籍の一部事項証明書」 (戸籍法施行規則第 7 3 条第 1 項第 3 号) を交付す

ることとなる。

4 交付請求書の開示

A案

戸籍の謄抄本等の交付請求書の開示については、特段の定めを設けないものとする。

B案

市町村長は、戸籍に記載されている者からその戸籍の謄抄本等の交付請求書の開示請求があった場合には、交付請求書の全部を開示するものとする。

(注1) A案は、交付請求書については、各市町村の個人情報保護条例等の規定により、その開示・不開示を決定することとするものである。

(注2) B案によると、開示されるのは以下の(ア)から(エ)までのとおりの事項となり、交付請求者等の氏名も開示されることになる。しかし、このような情報は開示請求者以外の者の個人情報に該当し、現行の情報公開及び個人情報保護に関する法制上、原則として開示することができないものとされていることから、B案に対しては、戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ情報公開及び個人情報保護に関する法制の例外的規律を設ける必要性及び合理性があるのかという問題が指摘されている。

(ア) 前記1(1)の場合については、交付請求書に記載されている交付請求者の氏名(代理人又は使者によって交付請求がされる場合には、交付請求者の氏名のほか、代理人又は使者の氏名も含まれる。以下同じ。)及び前記1(1)ア又はイのいずれかに該当することを示すために記載された事項

(イ) 前記1(2)の場合については、交付請求書に記載されている交付請求者の氏名

(ウ) 前記1(3)の場合については、交付請求書に記載されている交付請求者である国又は地方公共団体の事務を行う機関等の名称(代理人又は使者によって交付請求がされる場合には、当該機関等の名称のほか、代理人又は使者の氏名も含まれる。)及び前記1(3)に該当することを示すために記載された事項

(エ) 前記1(4)の場合については、交付請求書に記載されている交付請求者である弁護

士等の氏名（事務員等によって交付請求がされる場合には、弁護士等の氏名のほか、当該事務員等の氏名も含まれる。）に加え、前記1（4）A1案による場合は、受任事件の依頼者の氏名及びその依頼者につき前記1（1）アの必要がある場合又はイに該当することを示すために記載された事項、前記1（4）A2案による場合は、受任事件の依頼者につき前記1（1）アの必要がある場合又はイに該当することを示すために記載された事項、前記1（4）B案による場合は、使用目的及び提出先を示すために記載された事項

第2 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求

戸籍の謄抄本等の交付請求と同様とするものとする。

第3 届出人の本人確認等

1 届出人の本人確認を行う場合

市町村長は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずる婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁又は認知の届出については、運転免許証の提示を受ける方法その他市町村長が相当と認める方法により、届出人の本人確認を行うものとする。

（注）「届出人の本人確認」とは、届書を窓口を持参した者が誰であるかを確認し、その者が届出人であるかどうかを確認するものである。例えば、協議離婚届の場合、その届出人は夫及び妻であるが（戸籍法第76条）、協議離婚届を窓口を持参した者が2人おり、運転免許証等からその2人の者が届出人であることが確認できたときは、届出人すべてについて本人確認ができたことになるから、後記2の「届出人の本人確認ができなかった場合の措置」は必要ない。他方、協議離婚届を窓口を持参した者が1人であり、運転免許証等からその者が届出人である夫（又は妻）であることが確認できたときであっても、届出人すべてについて本人確認ができたことにはならないから、本人確認ができなかった届出人について後記2の措置が必要となる。

2 届出人の本人確認ができなかった場合の措置

A案

市町村長は、前記1の届出があった場合で、本人確認ができなかった届出人があるときは、届出を受理した上で、その届出人に対し、届出がされたことを通知するものとする。

B案

ア 市町村長は、前記1の届出があった場合で、本人確認ができなかった届出人があるときは、届出を受け付けた上で、その届出人に対し、届出がされたことを通知するものとする。

イ 市町村長は、アの通知を発送してから一定の期間内に、届出人から届出をしていない旨の申出があったときは、届出を受理しないものとし、その申出がなかったときは、届出を受理するものとする。

ウ 届出が受理された場合には、その効果は受付の時にさかのぼるものとする。

(注1) A案による場合であっても、B案による場合であっても、郵送の方法等による届出がされた場合には、届出人の本人確認ができなかったものとして、本人確認ができなかった届出人に対する通知の措置を行うものとする。もっとも、届書に届出人の実印が押印され、印鑑証明書が添付されているとき等は、この措置をとる必要はない、との考え方があり、この点についてはなお検討する。

(注2) B案による場合は、A案による場合よりも虚偽の届出によって戸籍に真実でない記載がされることを防止する効果は大きいですが、他方で、ほとんどの届出は真正な届出であるにもかかわらず、そのような真正な届出についてまで一律に受理が留保され、届出によって効力が生ずる身分関係についての法的安定性が害される等の問題が指摘されている。

3 届出の不受理申出

前記1の届出については、届出人本人は、市町村長に対し、あらかじめ、届出がされても当該届出人の本人確認のない限りこれを受理しないよう申し出ることができるものとする。

(注1) これまで戸籍実務上行われている不受理申出は、離婚届等個別の届出について虚偽の届出がされるおそれがある場合に、6月以内の一定期間当該届出を受理しないよう申し出ることができるという手続であるが、ここでいう不受理申出は、個別の届出について虚偽の届出がされるおそれがあることを必要とするものではなく、本人確認の対象となっている届出一般について、6月以内の一定期間という限定を付することなく、あらかじめ申出をすることにより、本人確認を必ず届出受理の条件とさせるための手続等を想定している。

(注2) この不受理申出がされている種類の届出がされた場合においても、不受理申出をした届出人について市町村長による届出人の本人確認ができなかったときは、当該届出人に対し、前記2に従い、届出がされたことを通知する取扱いとする。

第4 その他

1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用

市町村長は、学術研究の目的のために、戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報の提供をすることができるものとする。

(注) もっとも、戸籍若しくは除かれた戸籍に記載されている者又はその親族の権利利益を不当に侵害するおそれがある等戸籍の公開制度の趣旨から見て相当でないときは、その戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報の提供はしないものとする運用を想定している。

2 制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍の謄抄本等又は除籍の謄抄本等の交付を受けた場合の制裁を強化する。

別紙

戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合の例

(前注)以下の具体例は、例示であり、部会で意見が出たものの一部である。

1 第1の1(1)について

ア 自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある場合又は国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要がある場合

前段

a 債権者が、貸金債権を回収するため、死亡した債務者の相続人を特定する必要がある場合

b 利害関係人が、戸籍訂正の申請をするために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

c 過去の財産的法律行為時における相手方の法律要件の存否(例えば、未成年者かどうか。誰が法定代理人か。)を確認する必要がある場合

なお、次のd、eについては、権利又は権限を行使するために必要がある場合に該当するという意見と、該当しないという意見とがある。

d 債権者が、債務者の詐害行為を立証するため、債務者と財産の贈与を受けた者とが親族関係にあるかどうかを確認する場合

e 結婚詐欺を理由とする損害賠償責任を追及しようとする者が、相手方が当初から自分と婚姻する意思がなかったことを立証するため、当該相手方が婚姻中であったかどうかを確認する場合

後段

a ある者の傍系親族が、その者について後見開始の審判の申立てをするに当たり、その者の戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある場合

b 兄が、死亡した弟の財産を相続によって取得し、その相続税の確定申告の添付書類として、死亡した弟の戸籍謄本を税務署に提出する必要がある場合

イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由が

あると認める場合

a 民生委員が、死亡した身寄りのない高齢者の親族を探そうとする場合

なお、次のb、cについては、その他戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由がある場合に該当するという意見と、該当しないという意見とがある。

b 婚姻等の身分行為をするに当たり相手方の戸籍の記載事項を確認する場合

c 財産的法律行為をするに当たり相手方の法律要件の存否(例えば、未成年者かどうか。誰が法定代理人か。)を確認する場合

2 第1の1(3)について

国又は地方公共団体の事務を行う機関等がその事務を遂行するために必要がある場合

a 市町村の戸籍事務担当者が、戸籍訂正をするために他の市町村から関連する戸籍謄本を取り寄せる必要がある場合

b 市町村の生活保護事務担当者が、申請者の生活保護の要否を判断するためにその扶養義務者を特定する必要がある場合